武家名目抄稿

稱呼部

二十四

和書門 類 二五二〇六號 七七函 七八架 四四九冊 四五六

内閣文庫 和書 類 二五二〇六號 四五六冊 一五三函 一一架

内閣文庫
番號 和 25206
冊數 457 (119)
函號 153 275

武家名目抄稿本二十四冊

稱呼部十二下目録

近習 又稱御近邊衆

外様近習 又稱外様近寄衆

腰本

本座

新座 又稱新衆

外座

日本政府圖書

本参今元

新参又称今参

新加衆

今馳

當参

初参

大身

中身

小身

上臈今元

下臈

傍輩

同役

圖書局文庫

武家名目抄稿第二十四冊

稱呼部十二下

近習 又稱御近邊衆

太平記云 十二ウ 秀詮兄弟討死條 又同年ノ九月二十八日攝津國ニ不慮ノ事出來テ京勢若干討レニケリ事ノ起ヲ尋ヌレハ當國ノ守護職ヲハ故赤松信濃守範資無二ノ忠戦ニ依テ将軍ヨリ給リタリシヲ範資死去後

嫡子大夫判官光範相續メ是ヲ拝領ス而ルヲ去年宰相中将義詮朝臣五幾七道ノ勢ヲ卒メ南方ヲ被レ責時光範カ軍用ノ沙汰毎年不足ナリト将軍近習ノ輩共ツフヤキケルヲ云ニ

明徳記云御所様ヲ始進セテ諸大名近習ノ人ニマテモ何事ニテカ有ラムスラム落居ハ御吉事ナリトモ難儀ノ合戦出來リナハ誰身ノ大事ト成何ナル不思議カ有ランスラント罪ヲ慎ミ身ヲ顧テ怯ミ思ハヌ人ハナカリケリ

建内記云永享十一年二月十五日癸巳早旦叅賀室町殿関東事已屬無為鎌倉左兵衛督持氏卿切腹之由註進之故也此事去十日事也中略仍武衛切腹近習少ニ同切腹云々

時房公記云嘉吉元年六月廿四日己丑今
夕有前代未聞珎事赤松彦次郎教康依諸
敵御退治嘉礼成申度御近日人々有此経
営之故也未刻室町殿渡御被宿所諸大名
為相伴在御座猿楽三番盃酌五献之時分
開御座後障子着甲冑武者數十人乱入之
奉弑之其時管領已下着座之諸大名即起
坐退出不及報答從大内介京極加賀入道

拔刀防戦其外近習輩細川下野守山名中
務大輔凞貴敬々振舞中務大輔當坐止命
下野守被打落腕被扶彼子退出了走衆遠
山并下野守被疵帰家死去
季瓊日録云寛正元年八月廿八日今晨有
左大臣之参賀也公家并武家門跡大名外
様近習悉参賀也
又云寛正五年五月六日未八日御談義了

蔭涼軒御成御齋之事伺之御領掌也大名
并非番近習被参侍也
文正記云渋川治部太輔義廉去頃兼可相
續家督之旨堅辞自処已後不可有改易之
由被仰出天下無其隠今又御改替失面目
次第也就之召上分國之勢構於要衝渡櫓
勇鋭士卒讀者共方々走渡矢挟間排聞矢
把解沽晝夜且暮夷悪藏合戦之行欲決雌
雄加之弋𢮦同意與力貝員輩者山名細川
土岐一色自餘面々近習外様不屑偃風草
隨時者也雖有如無
應仁記云熊谷状條許浄土寺殿此ホトニ御契
約有ル上ハ何ノ相違カアルヘキトテ法
衣ヲ解テ拋テ還俗アリテ加冠アッテ左
馬頭義視ト奉申御外戚ノ三條殿ヘ移ラ
セ玉ヒ今出河殿トソ奉申近習外様メ面

両日夜朝暮ニ出仕ノ装刷ヒ両御所之御
番ヲ勤仕シケル
大内家壁書云 捥飯同御節并所々御出之
事向四ツ御おこそ不乃事御祝并進物上下
以例御肴一献參りて 御菓子參へし 御盃ハ
本膳ニハ 御菜六ツ二ツ 膳ニハ 御菜 三ツ 三ツ
膳ニハ御菜三ツ御汁ハ 本膳ニハ 一ツ 精進二ツ
肴ニ二ツヒヤミル 參るへし 何ぞ 所々 御出の時も

御相伴衆まてハ料準據多る一ツへし 近習衆ハ
本膳ニハ 御菜 三汁ニ 一ツ參るへし 云々
親長卿記云 長享三年三月卅日 今日大樹
自江州帰御也 去々年 御供公家輩以々先
陣暫 近習一二三番衆次御小袖評定衆供
奉次御輩 去月廿日御所方更発之時 今レ向江州給 今日帰給也
中國治乱記云 晴久尼子 若キ大将ニテ 初テノ
合戦ニ 敵ノ國ヘハタラキ玉ヒ ヨクレヲ

取リ玉ハヽ後マテ軍シニクキ物也思食
トマリ可給トイサメケルハ若輩ノ近習
氏大ニ笑ヒ下野守カ臆病ナル意見カナ
トテ不用シテイヨヽヽ出張ノ用意不日
ニシテ天文九年九月四日吉田ノ郡山ヘ
晴久七万餘人ニテ発向ス
大友興廃記云十九日御籠中より御西形
并ニ中从近邊从振廻あり

里見九代記云其外人々近習扈大将セ
法ちよふしぎ兵討死さんと心掛
織田信長譜云天正九年正月元日信長在
安土見諸士参賀之行粧時大名等皆在國唯近習輩耳
柴田退治記云秀吉者為休息諸士楞江州
城本城暫相停今度柳瀬表秀吉所切崩之
一番鑓者悉近習之輩
西國御發向記云播州遍半被下近習両郡

龍野被召置ニ福嶋左衛門大夫正則東郡三
木城移ニ中川藤兵衛尉秀政明石郡被遣ニ高
山右近ニ攝州下賜肥近衆

四オ
天正記云 秀吉もせ句 業田軍配条 以てよし又合近習の若
侍二三百騎業田うはゝもと之一ちへしふきり
かりまもつふ兵一手よききりあらし突あふし

文禄清談云 森元權之助 壁古利古条 関東ノ管領左馬
頭氏満ハ常ニ酒ヲ好テ宴セラレ雨天ニ
ナレハ近習外様トナク召集テ氣輕ケニ
辞ヲ懸ラル程ニ空曇レハスハヤ殿ノ御
御遊始リヌラント上古ノ華勇ミアヘリ 御ノ字衍カ原本

東還基業云 方将菅沼定盈松本忠正城外
へ使者を出し 彼いくハ 京果多五人 か勝まて
城中死士卒女童近の命助かはるへし
と云送りされハ 信玄怏容して 方将を出家
可俾く 近く寄る 両将来て 勝負切らんとする

変を見てより兵を伏て忽生捕にして
近習の士を以て今度外篭城の弁武勇類無
き心底也切腹いたさせん事を惜くて此類ハ
計ひ為利云々

外様近習 又称外様近寄衆

十一 甲陽軍鑑云信玄公外様近習とて百騎有
にて中にも小身の籏本衆を二つにわけ原隼人
に五十騎駒井右京に五十騎相添られ外様の
侍にある境目の城にへ番手に指越御用に
きハ又御籏本へよひ火急の用事を治
とて何にも多くの侍衆預多くまとり此
五十騎ハ弓矢此作法よくて小條衆三万四
万此多勢を何も不存下
又云法籏本の惣近寄衆二百五十騎此次外
様を寄百騎ハ原隼人子五十騎駒井右京
に五十騎預也

又四云信州上田原合戦にて海野摂津守

年よりし五十に憑とも中去此七八年我ハ何も

きこえして人の褒貶をやすらて信玄后藤

隠しく日向大和内藤修理なと人をもつて七度

使をたてられ七度目に書状を指下され

腰本

奥羽廿一、廿四ウ永慶軍記云鳥海勘兵衛書置條扨モ去年ノ冬

山形ノ腰本年十七ナリシカ花輪ト云女

房鳥海ニ密通ノ文玉井ト云局拾持テ披

露ニ及ヒ義光イカリタマヒテ鳥海花輪

中立等ヲ死罪ニ行ント仰ケルヲ云々

清正記云次に三人治部少輔大蔵卿法印徳善院内記にて中にも上様へ

是も筑前守殿にて主計頭虎之介と申候御腰本

にて召つかわれ候とき此ことくに何事を

仰られしとも口答仕られ候し今ハ天下に

あるし太閤まてに御推量まいらせ候いかにしての

ことくになりとも何事の儀を御うたかひも
謹て承畏して志うるへきのよし申上へく
意得きまふとのこと

本座

六 甲陽軍鑑云 山本勘介大吉并信州塩尻合戦条 元就国をもつてハ
先方衆我かゝへられしに先方侍の千貫二千
貫とる人ハ譜代衆の五千貫を侍きもつしてうち座へあ
きおこしある譜代衆ハ奇忠功ニ備まて 國

を代々の名と勝ちぬ知行を新参の我
等共又深山なと下さるゝハ本座衆ハ腹立まて
有へしと推量申とハ御道理至極と申て
志はする文覚もなくさてもの不雅意なき人ハ
りとも譜代衆なりとも新参衆あらためてさて
も批判ハ何殊やうなる人も元後その中にて
き大将を軽ぶ敵人を批しらす是非我等
けふも忠功をいたし候筆添ふる國の先方衆

にあるめくるへきと覚悟いたしすなはち元和乃
誠光次第にまかせて取扱ひ候ハ新定の譜
代死地あまつさへ侍分をあまつさへあらす
大将をはじめ勇者として道理にて是ハ正月付
を付らし本堂元をかろしむる侍をハいふ
さらにかさてハ改易とも御沙汰なる
秀郷記云慶長十九年十二月十九日常高
院宮様なる陣に来る阿葉上野介を初

集りお談す陣中より中根本陣斗残し置
二の丸三の丸の堀を埋め平城となし有楽
修理人質を出しけるに母小の方当時にまあ
りへにありす程ふ立ハ両陣和より新集本座の様
侍ハ其儀不可有の堅く断りけるといふ
此様にて此儀に決せり

新座 又称新衆

太平記云 天文本 判官諱死條 臨治
是ハ臨治殿ノ御内

ニ新座ノ者ニテ候カ被落ケルヲ知候ハ
テ供仕候ハス何クニ捨テン命モ同事爰
ニテ面々ノ手ニ懸リテ冥途マテ此様ヲ
語リ申ヘシト云モ終ラス太刀ヲ抜テ懸
リケレハ中略後ニ聞ヘケルハ此者従去年
頃監治ニ契約シタリケルカ新座ノ者也
ケル程ニ心モヤ置ケル又宿モヤ遠カリ
ケル落下ケルヲモ終ニ知セサリケレハ

云々
大友興廃記云 入田親真奉諫五郎殿條 大友義鑑公
嫡男義鎮公いまた五郎殿と申して
まつりし時あり乃我御志乃よ殿行儀何らも
人のそ志りをとりまし給へれ殿事あり成とも
み多る人まそ忠あきに殿露あきれ以さし
き老中も御槻のやうに有望却て新座
乃者ともへ従うひうつ重にまいあいさとこなき

まと見られ

甲陽軍鑑云 高坂弾正存生の時定置て様年ハ人科穿鑿なされ候ハ此時足軽も分限に依て如才無事なり諸職へ出す事居中百姓ハ人或新参なんとの給分なる

外座

襄樂物語云 治部の輔田中を先に立て衆 田中聞て是ハ存の外まそりハ一大事と臨之候にてはこのしうち也上を何者のきんきん中つらんとこそ存て此之体此ことく候ハ捨れのしかとハ外座百姓此為に成候事ハさやうの大事をハ心のそきを帰与へきなきもの上意にみそしと物語しめすハ誠理なりきりなりしき事候上うハ羅めても中数らくへし

新参 又称今参

太平記云 天正本中前 代蜂起條 河原國小三郎鎧 ニ

アマタノ矢折カケ馳来御方小勢ナルニ依テ戦ヒ難儀ナル由ヲ申ケレハ義季コレヲ聞給ヒテ今度鎌倉ヲ出ルヨリ死ヲ一途ニ思定レカハ今更驚ヘキニ非ス自ラ死ヲ安クセント思フナリ汝ハイマタ新参ノ者ニテ見知者モ有マシ急キ此陣ヲ逃出テ鎌倉ヘ馳参合戦ノ體ヲモ自害ノ様ヲモ委細ニ左馬頭ニ申其儘汝カ進

退ヲハ心ニ任スヘシトソ宣ヒケル河原國畏テ御意トモ覺候ハヌ者カナ弓矢ノ道ニハ普代新参ト云事ハ候ハヌ物ヲサテハ能未錬ナル者ト思召レ候ケルヤ云云

上十七ウ
應仁畧記云恒例臨時おしの成成候に翌年未三月両帝押並て御成同十六日ハ大ま入道东の亭に氣色思様の時宜也（中畧）深更

ニ至て還御翌日御禮并御当様御成附に
幸寿院殿御介錯并大御家人以下御雑
掌にて三百三枚の御金子一筆遣礼なく
本ノマヽ 調星早ぬ云々
十八ウ 三好別記云森志摩守ハ舟にておもひみ出
しれとも其妻ハ生害あり敵ハ大将也せらふ
くおもひもうを切きとて船をよせたりける
を一字充感して譜代充皆かなに新集

ふてかやうおくきりおもひよ来る事一、との
奠ありとてさまし教訓したまひて別宮之逅
ナ云々
三百九十中、四十九オ 伊達日記云會津山ノ内ニイナイホウ横
田川口屋ナトリ此所ハ山中故御手ニ不
入然處八月末ニ原田左馬助為御代官會
津新参衆長井ノ御人數ヲ以屋ナトリノ
城責落ナテ切ニ仕候間津川ヘ除候者モ

御座候又御侘言申出城申候處モ候間落
居申候津川ハ大切所ニテ御働モ即時ニ
不成左馬助得其意候ヘハ春中ノ事ニ可
被成由御意候
（五十四オ）又云若挨ヘ御入馬候而十七年ノ御越年
ニ候間御譜代衆新参衆何レモ参ラレ候
（一六オ）太閤記云秀吉公素（生之候）秀吉新参之事なれは
御前近く事へ奉る事ハ及ひなきよう

近習之人々ニは近付ニ用事を承り一両年
ハ左様之躰にてくらしゐ申けると云々
（十五ウ）奥羽永慶軍記云（大山義氏ニ代滅亡條）出羽國田川
郡大山ノ城主ハ武藤出羽守藤原ノ義氏
先祖越前ノ住監物太郎頼方カ代々當國
ヲ賜リ大泉ノ庄ニ入部シテ七代ノ孫播
磨守師氏マテハ大梵字ニ住居ス師氏舍
弟松尾小次郎ハ鎌倉ノ公方ニ仕ヘ奉リ

松尾左京亮ト号ス同八代ノ孫氏平ニ至
テ大山ノ城ニ住ス同十六代四郎時氏ニ
十五歳ノ時五月従加茂津舩ニノリ上洛
シテ見ニ将軍義晴公晴ノ字ヲ賜リ号ニ晴時
被レ任ニ五位ニ左京大夫ト云其子今ノ出羽守
義氏ニ曩祖頼方ニ十七代也此義氏大悪
無道ノ人ニテ世上ニ庄内悪屋形ト云レ
ケル然ルニ義氏付従フ者ヲモ誤リナキ

ニ日毎ニ是ヲ切故ニ新参ノ武士モ足ヲ
不レ留
又云 西十七オ 浅利滅亡條 此浅利ハ其性邪ニシテ情
モ知ヌ癖者ナレトモ譜代ノ郎等強テ諌
言ナシケル故サノミ我儘モナカリケル
處ニ今新参ヲ挙用テ古参ノ兵ヲ外様ニ
シケレハ野心ヲ含ム者多カリケリ
新田由良家傳記巌生善久意見云旧譜代

の者を先御取立被成次ニ新参充を御取立
可被成候もの之御譜代の者共御座候共
多乃覚悟悪敷候ハヽ御役を御赦免と被成候
もの存候又ミ之新参ニ候共心よく万端
用仁をハ被登御用御取立可被成候事肝要
に存候

松隣夜話云神奈川十所沢瀬田茅十トヽ
云処ニテ十余ケ度ノ合戦ニ則政公一度
モ御馬不出軍旅ノ汰悪キユヘ上杉衆毎
度敗軍シ大剛覚ヘノ兵士トモ无謀ノ戦
ニ皆討死ヲ致シ走リ迯タル者𪜈ハ新参
仕出テノ嬖人例ノ奸者ナリ

松原自休手録云十六日召牧清兵衛稲冨
宮内中井大和撰鉄炮功者處々櫓ヲ可打
破依之備前嶋従菅沼織部カ攻口以大筒
百挺被打之城内ノ女童周章ス加之七與

ノ輩及有樂修理達テ雖諫秀頼曽テ無心服従篭城ノ初非可開運唯任亡父遺誡於當城可為生害也新参之輩可言心底云々

新加衆

（廿八、廿四オ）吾妻鏡云宝治元年七月一日壬子御所中番帳被改之若州一族并余黨數輩已依有其闕也為陸奥掃部助實時奉行清撰新加衆及清書云々

康富記云享徳三年八月廿二日辛丑入夜又世間忩々（中略）今夜予参宿殿下自今日小番被定予為新加人數之由被仰出一條中将予両人相番也

今馳

會津四家合考云（氏郷由来并度々軍功）條外池孫左衛門ト云者ハ不離氏郷ニ付廻リ矢表ニ立テ防戦フ（中略）相残タル大勢跡ヨリ追々ニ

駈合テ弥大勢ニ成ル敵ハ數刻ノ軍ニ息疲タル上ヲ今駈ノ大勢ニ駈悩サレテ散々ニ敗レ右往左往ニ北行処ヲ透サス追討ニメ云々

當参

（廿七オ）吾妻鏡云治承四年九月廿九日戊寅所奉従之軍兵當参已二万七千餘騎也

初参

（十一オ）應仁別記云政長ハ竜田明神ノ御前ニ祈念シテチトモ騒スシテオハシケル爰ニ寄手ノ遊佐カ内ニ馬場ト云初参ノ者勢數アリケレハニヤ先陣ヲ申付ケリ一仁ニ中村ト云者義就御座アレハ國ノ守護代ノ下代ナレハニヤ若江ニ残置ケリ云々

大身

普光院殿御元服記云永享二年七月廿五
日大将御拝賀（中略）近習若大身達歩行以々
被召具之
室町殿日記云（義隆全盛乃條）義隆さもありしハ当
西の都をうつさんとて一条より九条迄の
條をさだめ四ヶ国の大身小身の屋形つら
うきあつめて造りなし京堺博多の商人なと
をあつめて立ならへけり

一 甲陽軍鑑云侍百人の内ニ一二人物書あるハ
ハ是又大きなる記事なり子細ハ国持大将ハ
物書の書家を抱持しなと二三百騎の侍
大将一手持三ヶ条之件ニ可乗て候ハ此元
持侍余慶なくして物知の出家を持し
事絶れハ家中の侍子物知の者ハ従
ハ鞍二口の馬のことくさらニなくて百人
のうちに二三人の物知の侍大きによりて

と中候ハ料理を以ての事
清正記云武勇ニて諸手柄あるにより去と
ハいへとも多くもなし武功を遂くまし
六月十三日加藤虎之助殿秀吉御判物を
此ことは自筆にあそはされ候脇差一腰を
下され夫より秀吉公一入御懇にて
され一度大名に仰付らるへきとの仰也
四
武徳叢話云小田原の陣の御蒲生氏郷乃

攻るハ太田十郎氏房押にあり（中略）秀吉公御
感に思召其御陣の後奥州まて会津
輪内大沼川沼稲山郡摩山新地猪苗代南山
六郡（ぬと）仙道白川石川（岩）瀬安積二本松立（五）
郡都合八十万石を氏郷に下されける今まて
勢州松坂十五万石を領せられしに俄に大名に
成されける（中略）秀吉公増田右衛門尉長盛を召
し二万九十枚仰付られ辻にて立る其言田（田）

此度蒲生飛騨守木村伊勢守大身ニ被仰付
候付士之事欠申候旧本国中諸士之人不足
有族又立身ニ望有人々勿論據有牢人去ル
残両所へ掛入手柄次第知行可充行旨之
松隣夜話云上杉家猶十ケ國ニ及ヘル大。
身ユヘ、属レトモ勢モ不透北条ハ未タ小
勢ニテ近國ニ助ル味方モ不有竟ニハ又
如何アラント諸人別ケ兼ケル

中身
二甲陽軍鑑云惣分能臣大将ハ武辺の儀ハ不及
申文なとに慈悲深ふし行儀能して国ニ
案あれともいつれも中ス時ハ殿中の事のミにて
置なと一国乃内ニても浪子を帰させ候て成はへ
つよし能中國持たる大将を始率を大身。
中身小身とも中ニも侍の名高なり行義能物
あり

小身

三好別記（三百九十五、十九ウ）云長慶逝去之後信長にしたがひにて家老ども逆心して若江之城にて切腹（左京大夫義継）けるよし承候是にて三好一家断絶申候十川居被申候へ共小身にて大閤へ奉公のよし申候

伊達日記（百九十、十七オ）云肥前申サレ候ハ御訴訟ハ左ニ候ヘトモ如御存知長井ニハ大名一人モ無之候境今モ少身衆計コメヲカレ御出馬被成候

又（廿ウ）云政宗公ハ檜原ヘ御出馬被成檜原ハ御手ニ入候中略後陣ノ衆ハ檜原未引離躰ニ候間一働被成少身ノ衆ハ被相返檜原ニ御在馬被成候

又（四オ）云弾正ハ城ハ持不申少抱ノ能屋敷ニ居申候テ手習仕候火ノ手ヲアケ申候間

會津ヘ方々ヨリ馳集候ヘトモ何方モ手
替候歟ト氣ヲ付取ミタシ候所ヘ平田太
郎右衛門會津ヘ入替衆ハ弾正壹人ニ
テ原田左馬助無人數ニテ一頭参候由申
ニ付會津衆一戦ヲ仕懸候間左馬助敗軍
仕リ与力家中數輩討死弾正妻子共ニ召
連漸引除候三日ニ政宗公ハ檜原ヘ御出
馬被成檜原ハ御手ニ入候御隠密之御手

切衆故長井之人數計被召連候惣人數ハ
未参候間二日ニ御陣觸被成惣人數参大
塩ノ城ヘ八日ニ御働候大難處ニテ御備
ヲ可被立地形モ無之山路一筋ニテ後陣
ノ衆ハ檜原未引離躰ニ候間一働被成少
身ノ衆ハ被相返檜原ニ御在馬被成候
甲陽軍鑑末書云小身ノ奉公人ハイ頭或
ハ手柄ノ場ヲヨキ方ヘ申口ノ達者ヲ猶

武士ト云也氏政如斯ナレハ北條家ノ大
小ノ士チカラヲ落シ申也
清正記云虎之助を召し仰付られけるハあんち
小身なる時ハよき馬をもたれまし馬と云ハ
とゝきをよし思の御馬を拝領也
十八 難波戦記云大御所ニ就御返事 大坂城中評定條 秀頼公老臣
ヲ召集此儀如何有ヘシト御尋有シニ老
兵等申上ケルハ 中略 當分御下知ニ相従御

家人ハ或ハ小身或ハ新参
五 武藝叢話云大崎玄蕃ハ長行ハ元ハ与一郎
とて小身者也数ヶ度の軍功ニて木村常陸
介先手北大将ニて鬼玄蕃と云名
松隣夜話云山内ヲハ則政 政 扇谷ヲハ朝義
ト申扇谷殿ハ従本小身ナル上太田一乱
ニテ家中残ヘ大身ノ侍數輩取退キ當時
ハ山田殿ヲ以テ官領ト仰キ國々ノ執政

此家ヨリ出

又云天正三年五月武田勝頼参州凢ト云

処ニ打出中畧無理ナル防戦ヲ遂信玄以来

ノ侍大身大形不残被討殺散々ニ仕負敗

軍ノヨシ其聞ヘ市知シ

又云越後ノ八龍四虎トテ十二人ノ荒勝

負ヲ得方ニスル者直江市兵衛祢津ニ右

衛門斤桐三介瀬塲四介勝尾五郎丸田井

六郎志賀肥前石里藤藏丸雲十兵衛若挑

弥吉志村新介音竜寺金竜寺ナト是等ハ

小身者謙信馬廻リニ在テ鬼ヲ酢ニヒタ

サテ喰ントスル奴原ニテ候ト語リケ

レ

下﨟

三オ 熊坂双残云乎附烏帽子折

ちよを立すれハあのやうある下﨟ニ物をこ

乃ますますハいこの身のくハし此程をおそれ事
もかくしけるや危ぶきめさす修人ハ一年
尾張の國ぬまのうつろふてうせ給ひし危
馬頭義朝中川の原ぬ揉ある三界浮ぶりの者
次々住まれ（すゝる）くハしせら危ぶきをまろうすること
思ひもよらぬ不宜のまゝ
十六ウ
年中恒例記云正月七日一献對面次第ま
外郎ハ公家之前也進上之 唐菓中次備上ニ

覽テ外郎怨 依月云く
氏郷記云信雄ト一益示合セ鐘テ相圖ト
シテ或朝國司ノ御所ヘ押寄 中略 具教卿ハ
味方一人モナシ有合タル下﨟ハ皆落行
シカ共究竟ノ強弓ナレハ只一人門外ニ
進出差ツメ引ツメ散々ニ射給ヘハ矢夜（庭カ左ミ）
ニ鎧武者多ク射倒テ殿中ヘツヽトト入
傍輩

十七、三ウ
太平記云山門攻条西坂ノ大将高豊前守是ヲ
聞テ諸軍勢ニ法ヲ出シケルハ中略獨高名
セントテ抜懸スヘカラス又傍輩ノ忠ヲ
積テ危キ處ヲ見放ツヘカラス互ニ力ヲ
合セ共ニ志ヲ一ニメ懸共射共不用乗越
乗越進ムヘシト云々
宗五大双紙云又うちうちにて御供の時は訴ふ
て傍輩の物語など―手を立聞まじき事

らん云々
寛正七年飯尾之種宅御成記云一傍輩中
進上御太刀御馬注文御太刀一腰助次御馬一疋
町野加近江将監敏康御太刀一腰助次御馬一疋
布施下野守貞基下略一同若狭守太刀進上分
御太刀人数助去布施新左衛門尉清基京光
矢野六郎左衛門尉種恒下略
斎藤記基記云寛正七年二月廿五日傍輩

中若充或銘物或系巻以忠治文進上
板坂卜斎慶長記云家康公あこやへ御立ケ
文禄之年二月二日江戸城出御安藝国廣
嶋へ御出町屋ニ御座ケ二階へ御あかり町中
人の通るを御覧しけるに時京勝家来横田
大学ト中多の傍輩二人と法きし多ち町を
通る捨れ有るハ大学ト自身被成所尋ケ

同役

吾妻鏡云建久三年十一月二五日甲午早旦熊谷次郎直實與久下權守直光於御前遂一決(中略)直光者直實姨母夫也就其好直實先年為直光代官令勤仕京都大番之時武蔵國傍輩等勤同役在洛此間各以人之代官對直實現無礼

武家名目抄 稿本二十四冊

明治十五年四月十二日旧稿校正小野由之

同年同月十七日再校并書日下部利博

同年同月廿三日以旧校加朱點一校畢

塙忠韶

明治十六年三月

校合　鈴木行一

圖書局文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan